

# 農地改革と農民組合運動

—新潟県北蒲原郡中浦村の事例—

## Land Reform and Peasant Movement

— A Case Study : Nakaura -mura ,Kitakanbara -gun, Niigata -prefecture —

高橋 満

Mitsuru Takahashi

### はじめに

農地改革は、戦前の社会構造を基本的に規定し続けてきた寄生地主制を決定的に廃棄し、その後の小農経営にもとづく農業生産の在り方をも決定する契機の一つとなった。この農地改革の評価をめぐっても幾つかの論争がみられたが、本稿ではこれまでも取り上げてきた新潟県北蒲原郡中浦村における農地改革の実施過程の概要を、地主の抵抗および農民組合の活動の内容と性格に焦点をあてつつ考察したいと思う<sup>(1)</sup>

ところで、先の拙稿「1920年代における地主的支配機構と農民運動の性格」によれば、戦前、とくに小作争議期における中浦村の運動の特徴については、次のようにまとめられよう。

第1に、小作組合の結成をみた部落は、耕地整理の施行された福島潟縁り西部地域に集中していること。第2に、組合指導者の社会経済的析出階層をみると、自小作上層であり、かつ重立（ときには差配）という比較的高い階層から輩出されている。第3に、高額小作料をめぐる地主と敵しい対立状況を形成したが、しかし、政治的实践からすれば運動が地主的支配秩序の再編に利用され、むしろ、地主に一定の親近性さえ有するものであった。すなわち、村政の根本的転換すら視野に入らない過渡的性格をもつものであった、といえる<sup>(2)</sup>

それ以後、中浦村の農民運動は、協調的あるいは右翼的な社会運動の諸潮流と合流し、戦時体制下に農村が再編される中で、やがて消滅していく運命にあった。だが、小作料減免の運動は継続し

て進められたし、かつての組合指導者は村政の一角を占めつづけ、あるいは戦時体制下においてもむしろ右翼的な社会運動の中で発言力を維持し続けたのである<sup>(3)</sup>

こうした歴史的遺産をもちつつ、農民組合がときにこの歴史を生かし、あるいは弱点を克服しながら、農地改革期においていかなる実践を展開したのか。地主的支配とその経済的基盤たる地主的土地所有をいかに廃棄してきたのか。地主による抵抗とかかわらせて明らかにしようと思う。

### I 農民組合の再建と課題

#### 1 農民組合の再建と始動

戦時体制という農民運動にとっても暗く長い夜が去るや、各地で農民組合再建の動きが起きてくる。昭和20年9月には早くも北日本農民組合が再建され、これを筆頭に戦前の小作争議指導者、活動家を中心として各派農民組合が結成され、農民運動の組織化は大きなうねりとなって広く、かつ急速な勢いとなって農村に浸透していく。北蒲原郡一帯、とくに福島潟周辺の町村では、共産党の影響力が比較的強く、中浦村にも小作争議のあった部落を中心に共産党の細胞が広がり、同時に、農民組合が再建されていった、という。

組合はただちに農民を組織しつつ運動を展開する。資料的に明らかになるものだけでも、昭和21年1月、すでに乗廻部落において「強権供出反対」「土地解放」「農村民主化」という課題をかかげて農民組合連合大会が開催されている<sup>(4)</sup>また、同年5月には、供出強権発動にたいして、後の農民

組合長となる湯浅豊治の指揮のもとに 300 余名の日農組合員が動員され、反対運動を展開している<sup>5)</sup>。ここにみるように、この間の農民運動の主要な課題がすでにかかげられていること、また、戦後の指導者がすでに農民組合内部で台頭していること、に注目しておきたい。

こうした活発な運動がはじまるなかで、昭和22年8月には部落単位の農民組合を糾合し中浦村農民組合が結成されている。この初代委員長には大正-昭和初期の運動指導者である斎藤要吉が就任しており、小作争議期の伝統・経験がいかされているのを見るのであるが、しかしまた、その組織の質的相違に注目しなければならない。すなわち、小作組合が部落を単位にして結成されているのにたいして、これは部落領域を越えた村レベルの単一の階級的組織の形成を意味する。小作争議期においても奨農会などが部落横断的な団体として組織されるが、むしろ中小地主のイニシアのもとに活動が展開されてきたことは先にみたとおりである。これと比較するとき、当初から戦前とは組織形態においても一線を画するものがあった、といえよう。

戦後すぐから昭和30年代初頭までの農民組合の主要な課題は、聴き取りなどから次の3点にまとめることができる。第1に、市島家を頂点とする

寄生地主制による経済的支配、その支配の基盤となっていた地主的土地所有を一掃すること。第2に、村制の民主化。そのため、村政の各機関から地主勢力の政治的支配を排除すること。第3に、共産党の影響力の強いこの地域の組合では、反独占・政府の闘いが大きな課題の一つとなった。この具体化として、供出問題や税金問題が課題としてかかげられた。その後、こうした方向は米価闘争や「福島潟干拓問題」「加治川水害裁判闘争」など、政党や労働組合との共闘を含み多様な課題をとおして追求されてきている<sup>6)</sup>

さて、このような運動のなかで、戦前の農民運動の総決算とみなされ、かつ、他の諸課題とも関連して戦後農民運動の出発点ともなった農地改革への取り組みを、中浦村の寄生地主制を排除する過程として考察しよう。

## 2 農地委員会の構成と課題

第2次農地改革法によって昭和22年12月、農地委員の選挙が実施される。中浦村における委員の配分は、地主5、自作3、小作8というものであった。表1は、ここで選出された農地委員の社会的性格を示したものであるが、これにより委員会の構成の特徴をまずみよう。

表1 農地委員の経済的性格

(面積単位：反)

	委員名	字名	得票数	改革前の所有面積	改革後の所有面積
小作委員	湯浅豊治	三ツ樹	208	4.124	19.311
	枝並盛次郎	荒町	205	7.519	23.016
	高山椿一郎	下中ノ目	197	0	21.824
	伊達崎恒吉	天王	189	.029	14.813
	渡辺仙作	乗廻	175	5.924	23.902
	長谷川孝之助	竹俣万代	155	6.019	18.807
	林庄作	池ノ端	133	9.921	16.800
	阿部保吉	乙次	121	6.124	13.725
地主委員	三浦美登里	天王	34	5.306	0
	伊藤昌吉	荒町	31	43.541	18.910
	吉原久栄	大沢	30	183.248	20.203
	田中実	小坂	30	37.941	13.919
	細野健一郎	下中ノ目	29	92.243	23.642
自作委員	山形六左衛門	小坂	97	14.617	21.329
	斎藤六太郎	竹ノ花	92	24.307	25.820
	姉崎重太	池ノ端	79	31.829	23.622

注：「中浦村村議会議事録」および「農地解放実績調査書」より作成。

これによると、小作委員では、第1に、改革前の階層別では小自作層の比較的上層農が選出されており、小作争議期以来のこの層の村政への著しい進出ぶりを確認しうる。第2に、高山椿一郎、林庄作、湯浅豊治など、戦後の農民組合指導者となるものが委員として選出されていることを指摘できよう。やがて、ここでの活躍をとおして農民組合運動の指導者として大きな役割を果たすようになる。他の小作委員をみても農民組合員で占められている。一方、地主委員、自作委員をみると、第3の特徴であるが、市島家をはじめ細野家、田中家、野村家といった大地主は直接立候補することさえしていないことを察知できよう。しかし、ここで見落とされてならないのは、地主委員としては、最高得票を得た三浦、これは明治以来の市島家の相談役で、終戦の12月には事業部長として6000余円の給与を得ている。また、田中実、細野健一郎、自作委員の姉崎重太、これらは大地主の実弟や分家に当たり、したがって地主の利害を間接的に代弁することが期待されつつ選出されていることである。

ひとまず上層小自作層からなる農民組合指導者と地主支配の間接的担い手（必ずしも彼らは地主の利害を有さない）との対抗というバランスシートがえられる。つまり、政治的リーダーは、階層的には昭和初期以降の小作争議期に再編された中浦村の政治的支配構造の性格を依然もちつづけている、とあってよいだろう。こうした性格をもつが、数的な構成からみるかぎり、地主と農民組合側委員の力関係が拮抗したものであることは、委員長選において両者の代表の得票が同数となり、

年齢の上の地主委員三浦美登里が就任した経過にも端的に反映している。ちなみに、24年からは小作委員で、農民組合長の林庄作が農地委員会の委員長に就任している。

では、こうした委員構成の中で、どうして県内でも稀にみる徹底的な改革が実現したのだろうか。そこで改革推進の組織的保障として力を発揮したのが、農地委員協議会であった。これは各部落から選出される37名の補助委員と17名の農地委員とで構成されるが、農民の要求は部落寄り合いをとおしてまとめられ、この補助員によって農地委員協議会に提出される仕組みであったから、一方これとは別に部落単位の農民組合支部のもとに構成された部落推進委員会との連携が大きな力を発揮することとなった。しかも農地委員会では、事業の基礎調査および企画立案のすべての過程にわたってこの部落補助員に意見を求め、農民層の要求を反映させつつ改革を実行する、ということの基本方針として確認していた。農地委員協議会をタテ糸とし、部落推進委員会をヨコ糸とする推進主体が農民組合の指導のもとに成立していた、とあってよいだろう。したがって、戦前のような幹部請負的な運動ではなく、下からの大衆的な統制と支援をなす機構ができ、これが小作委員の力の背景となったのである。

こうして委員の構成をみるかぎり拮抗した力関係にありながら、実施過程では農民組合の委員が完全に主導権を握るところとなった。だが無論、これを進める過程で困難や地主の抵抗がなかったわけではない。中浦村の農地委員会においてとくに大きな問題とされた課題を次に掲げておこう。

- ①農地買収対価の決定（22年3月18日）2号委員は買収地価を財産物税評価基準の30倍を、1、3号委員は慣行耕作権を認め20倍を主張。
- ②農地買収計画に対する異議申立（23年7月26日）市島氏の所有農地、大伝横堀9反歩を買収したるに、所有者は自作地と主張し委員会はこれを却下し遂に訴願となる。
- ③未開墾地買収に対する異議申立（24年8月12日）市島家の所有地、中浦村大字竹俣万代金堀山山林1町歩の未開墾地買収を決定、24年6月27日本人より異議申立があつたが却下されたので県委員会に訴願し、さらにモルモン教へ寄付する旨追加理由書となり遂に県委員会で容認された。

以下ではまず、買収地価の決定過程から、農地改革の実施過程の考察を始めよう。

## II 農地改革の実施過程

### 1 買収地価の決定過程

まず、「買収地価決定」の過程を考察しよう。

ここで重要なことは、買収計画の樹立には農地委員会や農民の自覚に委ねるという根本態度で望むというのが建前であったから、買収計画中の対価の決定過程とその対価額は、農地改革をめぐる階級的対抗関係における農民組合の力量を示す性格をもつものであった。ちなみに国の指導では公定価格を「賃価格の田40倍、畑44倍」にするという方針であった。

中浦村農地委員会は、その第4回会議（昭和22年3月18日）において、この対価決定基準額について集中的に論議をかさねている。その際だされた事務局原案は、慣行小作権評価分を差し引いて対価率を33.6倍とすること。なお村には広汎に永小作権、水入れ権、仲小作権、又小作権などの慣行が存在するため、これらのものについては個々に算出して差し引く、というものであった。<sup>(8)</sup>

まず、討議の口火を切って小作委員の林が、「政府の今回の農地改革の意義を十分考えて而も農民の経済的安定を主眼とするなら賃貸価格の20倍を適当といたします」、と主張している。これに対して当然地主委員からの反論が展開されるが、それは「原案は30倍以上であって、只今の林氏の意見は20倍なるも、私は25倍が妥当と考えます」というものであった。それも国や県の方針からすると格段に低い価格にとどまっていることが特徴的であろう。小作委員からはかさねて「自分は林君に賛成する。耕作者の買える対価は20倍を越えぬ程度でなければならぬ」と主張されている。この日の採決の結果は、農民組合の主張がとおり田20倍、畑25倍で決定をみている。

さらに地主委員からは有効な反論をなしえないままに小作委員の攻勢が続き、同年3月26日には、農民組合の高山委員らの要求により農地委員会が召集され、提案者林により「3月18日に第3回委員会では対価の決定中、休会に協議した特殊田にあ

っては賃貸価格の15倍まで低減すること」ができるよう付帯条項を付け加える提案がなされ、これも採決の結果、賛成13対反対1という圧倒的大差で可決されている。くわえて小作委員の湯浅委員からだされた、「対価は賃貸価格の20倍と決定せるも、さらに悪質なる土地に対しては10倍まで低減することを得」、という付帯条項についても9名の賛成多数で可決決定されている。

結局、この対価額は軍生部の介入によって、田24倍、畑32倍に修正されるが、それでも県平均よりかなり低率にとどまっている。買収価格は県平均で田1町当たり538.9円であったが、中浦村では400円前後かこれ以下の安い価格で売り渡されている<sup>(9)</sup>。さらに重要なことは、これら一連の過程を簡単にみえてきたように、農地委員会は小作委員、しかも農民組合を基盤として選出された委員が主導権を常に掌握し、この委員主導のもとに進められたということである。それによって、農地改革法の許すかぎり最大限農民に有利な条件で買収対価が決定されたことが察知できたであろう。

### 2 保有地上限問題

新潟県のような水稲単作地帯における農地改革における主要な争点として、経営面積の上限問題がある。改革後の地域の農業生産の在り方を規定することになるが、この時点に限ってみても重要な争点となったのは、地主所有地の解放については農民の要求は一致するが、経営上限問題では農民の要求が対立する面を含んでいたからなのである<sup>(10)</sup>。したがって、昭和22年3月の農地委員会において在村地主の保有小作地については1町2反で決定をみたが、経営面積については協議が長びいた。同年5月22日の農地委員協議会で保有地面積および経営面積の上限を協議したが、その際にも地主の恣意を押さえ、解放地拡大に努力することを確認するにとどまっている。つづいて9月22日の協議会では、次のような「地主保有面積認定要綱」を決定し、まず、現状を把握することから作業を進めることとなった。

## 地主保有面積認定要綱

1. 自作農維持創設特別措置法第3項第2号による保有面積については予め耕作者と協議の上保有せ

んとする所在、地番、地目、賃貸価格、耕作者の住所、氏名および契約小作料等を記載したる保有希望届を提出せしめること。

2. 前記の希望農地は自作農となる者の農地を買受ける機会を均等公正にするため左の事項に留意すること。

1 畑の保有面積については本村の平均耕作反別を越えない面積（約1反3畝）を原則とする。

2 保有面積はすべて一耕作者のみに集団的に保有しない様に注意すること。

3. 保有希望農地の届出により本委員会において審議の上之を決定する<sup>(1)</sup>。

みるように、農地委員協議会において重要な決定がおこなわれていることに、まず、注目しておきたい。この結果、保有小作地の申請をしたものは67名であった。これについては11月3日の農地委員会で、経営面積の上限について次のような議論が展開されている。

すなわち、高山委員が、「地主は小作人の諒解もなく届け出したる事実もあるので、委員会において実情調査の上、これが決定には慎重を期したい」。さらに、「本村の耕作地の平均よりみて、34反以上の耕作地を認めることは極めて不合理で

あり、いかに適正な経営であろうとも法定面積以上の経営は認めがたい」、と組合の公式方針にそって法定以上経営農家の面積削減を強く主張した。しかし、法定面積以上の経営を認めることは、地主の小作地保有の根拠ともなるが、逆に、小作人も現実に経営している農地を不適性として削減される可能性が出てくる。つまり利害の錯綜する難しい、しかして重大問題であった。このため、委員会により実情調査が実施された。この結果は表2の如くである。

表2 中浦村経営面積制限超過者一覧

住 所	氏 名	自作地		小作地		合 計	世帯 人員	農業従 事者数		年 雇		供出成績
		田	畑	田	畑			男	女	男	女	
二ツ堂	田 中 為次郎	31.126 <sup>反</sup>	6.527 <sup>反</sup>	1.523 <sup>反</sup>	- <sup>反</sup>	39.316 <sup>反</sup>	11人	3	3	-	-	毎年 100%
乗 廻	伊 藤 幸 吉	12.921	1.614	23.219	.719	38.613	8	3	2	1	-	20年 100 21年 85
"	長谷川 金 吾	32.106	.623	5.023	.619	38.511	9	2	4	-	-	20年 100 21年 85
竹ヶ花	波多野与喜次	37.219	1.700	2.719	-	41.708	7	2	2	-	1	毎年 100 以上
"	斎 藤 六太郎	24.500	3.500	14.000	-	42.000	6	3	2	-	1	同上
三ツ倒	石 田 伝次郎	25.502	1.209	15.627	-	42.408	10	3	3	1	-	毎年 100
二ツ堂	笠 井 静二郎	8.813	1.615	26.224	4.008	40.800	8	3	2	-	-	同上
池ノ端	姉 崎 森之助	13.902	2.426	16.504	1.303	34.205	10	3	3	-	-	21年 72
天 王	高 橋 林 治	17.618	-	17.703	3.326	38.717	8	2	2	1	-	92
切 梅	伊 藤 愛一郎	12.720	2.903	10.318	9.406	35.417	10	5	3	-	-	100
中ノ目	斎 藤 長九郎	8.900	-	26.200	.503	35.603	10	4	1	-	-	21年 69

注：『新潟県農地改革史 改革顛末』（1967年、546頁）より引用。

この特徴として、経営面積上限の3町4反を越える大きな農家は福島潟周辺に耕地を集中していることを指摘できる。この地帯は水害常襲の地帯であり、収量の不安定や低収穫をカバーするため、比較的規模の大きな経営を展開せざるを得なかったのである。こうした実態からしても、それは地主的所有を残存させようとする性格をもたない、耕作条件に対する特殊な対応といえよう。のちにも触れるが、福島潟干拓による増反の可能性が意識される中で、農民の規模拡大に対する志向からしても経営面積の上限を設定することには大きな困難が予想された。委員会ではこうした実情をふまえ、また、地主の保有地全面解放の申し出もみられることから、例外的な農家にかかわる経営面積上限ないし削減での紛糾を避け、その主要な力を解放地の拡大と宅地の全面解放へと転換していった。

### 3 地主の抵抗—福島潟贈与問題を中心に 抵抗の概要

まえて、抵抗の特徴を指摘しておけば、第1に、改革の過程で中浦村の地主たちは有効な反

表3 中浦村農地委への異議申立

年・月・日	氏名	住所	申立の理由	村農地委	結末
22・11・19	堀川重治	中浦村池ノ端	自作農創設特別措置法第3条第1項に に違背せるを是正せよ	却下	訴願→棄却
23・1・24	石井銀太	新発田市	宅地314坪中の40坪の庭園	却下	訴願→棄却
23・1・25	佐藤太郎吉	新発田市	宅地44坪94は使用者他に転貸し更に 空地となしあり	却下	訴願→棄却
23・1・25	川瀬新太郎	新発田市	宅地2筆22坪61につき前件同	却下	訴願→棄却
23・1・26	杉浦初三	新発田市	宅地43坪42は農業用施設なく空地なり	却下	
23・1・26	市島徳厚	中浦村天王	畑7筆9反004宅地27坪1は自作畑である	却下	訴願→棄却
23・4・16	田代一郎	新潟市	物納申告中、7筆4反320	却下	
23・4・22	市島徳厚	中浦村天王	前件9反歩の畑の経営基地としての宅 地なり	却下	訴願→棄却
23・6・20	川瀬新太郎	新発田市	宅地114坪を現況農地として買収され たが一部は他に転貸して宅地なり	宅地 除外	
24・6・27	細野キヌ	中浦村中ノ目	山林1町1212の未墾地買収は自家開 墾進行中	却下	
24・6・27	市島徳厚	中浦村天王	竹俣万代字金堀山林1町7歩は自家放 牧地とするから未墾地買収に応じられず	却下	訴願→容認
24・11・19	田中孝正	中浦村小坂	小坂薬師堂3反714自家開墾計画中	却下	
24・11・24	田中孝正	中浦村小坂	小坂山林2反504の未墾地買収は自家 開墾用地	却下	訴願→棄却

注：『新潟県農地改革史 改革顛末』（1967年、816-7頁）より作成。

撃をなしえなかったことをまず指摘できよう。常に、農民組合の主導のもとに改革は進められたが、この姿勢は委員会内では自作委員、地主委員を含めて改革を徹底的に進めることで一致していた。第2に、こうした中で、ひとり市島氏が孤立し最後の抵抗を試みるが、千町歩地主ゆえに大きな衝撃を与えることになる。しかし、これも周辺町村民を含めた反対運動を惹起する内容をもっていた。

中浦村農地委員会で受理された異議申立は、昭和22年以降23件に及んだが、その内訳は次のようであった。①不在地主による「物納申請につき買収計画を差し控え」て欲しいという訴願7件。②村農地委員会による容認3件、取り下げ1件。③村農地委員会による否認決定4件。県への訴願に及ぶもの8件であった。このうち③について訴願人と理由を表3に掲げておこう。

執拗なものとはいえ、農地解放はすでに既定の事実としてうけいれ、最後の抵抗を試みているようである。とくに市島氏の村農地委員会への抵抗は経済的意味は薄く、感情的ともいえるものがあった。この背景には、市島氏の訴願にみられる農地委員会への評価があった。それをみよう。

## 請 願 書

財産申告に当たり、耕地の仮倍数が発表せられました処、また自作農特別措置法に基づき市町村農地委員会において耕地買上価格を査定する際にし、右申告評価額を以て買上価格の最高基準なるかの如く曲解し、加うるに共産分子の扇動により小作、自作及中立委員を動かし、数を頼んで不当に低廉なる買上げ価格を決議しつつありまして、この傾向は今や前頭耕地の全域に波及せむとする情勢にあることは誠に如何の次第であります。

吾々は如上豊沃の耕地に対する申告評価額が現下の経済情勢に鑑みすでに低廉の嫌にあるに不拘、財産税納入の途なく、多くは之を物納に充てた次第であります。是が整理途上に於いて不穩の策動に因り農地委員会の運営常軌を逸して、不当の決議を取てし、今後これが為に生ずべき経済上の負担ありとすれば、吾々は到底これを忍受し能わざるところである。…略…<sup>02</sup>

市島氏の農地委員会の動きに対する認識は、農地委員会は共産主義者の主導のもと、不当な解放を進めている、というものである。市島氏にすれば農地解放は情勢からやむをえぬものだとしても、このような農地委員会の動きは到底容認できぬものであった。とりわけ、中浦村農地委員会では、かつての役員三浦が委員長としてこれを進めているだけに、感情的にも許せぬものがあつたと思われる。これは「一切の地元農民への解放拒否」の姿勢として表われ、やがて次にみる福島潟贈与問題への伏線となっていく。

### 金堀山未墾地買収問題

昭和24年6月、農地改革の中核である土地解放を基本的に終えた中浦村農地委員会は、地元農民の増反要求にそって、金堀山未墾地1町7反の買収計画を樹立する。<sup>03</sup>

これに対してこの所有者である市島家では、異議を申立てる。この書面によると、「昭和22年中酪農経営の計画を立て、ホルスタイン種牛牝1頭を購入して、家畜放牧並びに家畜飼料耕作地に使用する目的をもって伐採し、その後計画も実施に着々準備を進めてきたが、財産税物納後における財産整理等のため謀殺されて今日に至ったのであ

る」、というものである。つまり、農業経営実施を理由として解放を逃れようとしたわけである。

中浦村農地委員会ではこれを審議し、①昭和23年7月には買収予定を通知し、実地踏査を実施したにもかかわらず、その後なんの積極的な計画もなく放置されてきたこと、②解放地としては面積僅少につき不適當であること、③農耕地としても、適地1等の判定があつたこと、などを理由として訴えを却下している。妥当な判断といえようが、問題は意外な方向に発展することになる。

市島事務所が村農地委員会に申立てをしていたころ、市島氏自身は農地改革後に残った不動産をこの土地をふくめて米国キリスト農科大学農場の一部に提供しようとしていた。県農地委員会はすでに異議申立の検討を済ませていたが、この追加申請のために再度論議を始めなければならなかつた。この検討の結果、「訴願理由にない理由をもって容認する」ことに対する異議も出されたが、「追加理由書」の提出を待つて容認するということとなった。

しかし、これを受けた村農地委員会では、市島家に対する不信もあって多くの異議が出されている。これについては議事録を引用することにしよう。

### 昭和24年8月12日中浦村農地委員会

6番 「訴願人に於いて新たに基督教のためにこれを提供し、基督教大学においても日本農業振興のために合理的に利用するとすれば容認することにあえて拒むものではないが、訴願人が現在までの農地改革に対する理解とその誠意とを考察する場合において、その理由が当然であり、その行為が真実であるかを疑わざるを得ない」。

15番 「未開墾地の開発については、軍政部においても極めて注目しているところであり、今回本件土地を基督教大学における農場の一部に提供する訴願人の真意については、6番委員同様納得できないものがあるので之が実情を調査の上更に検討いたし度き」旨を述べる。

### 昭和24年8月15日中浦村農地委員会

訴願人代理者飯村氏、土井氏は申請理由経緯について大要次のごとく説明す。

訴願人市島氏は農業開発特に最近は酪農に意を注ぐと共に基督教の信者である関係上同教会と契約の上之を提供したものであり、これが計画中には中浦村、本田村に所有する山林全部と訴願人の邸宅、福島潟も包含されてあることを説明す。

### 昭和24年8月17日中浦村農地委員会

15番 「前回訴願人代理者の説明には福島潟も包含されてある計画の事なれ共書簡中には明記されていないこと、訴願人は自己の所有権はこれを提供することはやむを得ないとしても、これに付随した使用权、漁業権等の処理については如何に考えを持つか」質問している。

これに対して、訴願人代理である飯村氏は、「福島潟は邸宅に包含されているので書簡中の邸宅に含まれるものであり、使用权、漁業権等の問題については訴願人も考慮されて計画される」ことであろうと弁明している。

15番 「本件は慎重審議をなせるも訴願人自身の真意を聴取することができないので、これを容認することができない」。

こうして村農地委員会は、3回の農地委員会を開催し、「訴願人の真意を解しえないのでこれを容認しえない」、という決定を弁明書を添えて県農地委員会に提出している。市島氏の意図はどうあれ、最初の酪農自営計画からすればまったくつじつまが合わず、たんに進駐軍の威を借りて農地委員会に難問を投げ掛けた、と取られても仕方のない経過であった。しかし、県では、この対象地が農科大学の用地となることを重視し、「該対象地が、かかる目的に使用されるのであれば、訴願人の要求を容れ未開墾地買取計画より除外するのが至当である」との村農地委員会と対立する裁定を下している。

#### 福島潟贈与と農民の対応

昭和25年にはいと、市島家は、キリスト教農科大学設置についての賛同署名を始める。また、寄付を受けるモルモン教側も「外国人の財産取得に関する認可申請」を外資委員長に提出するに及んで、にわかに現実化する動きをみせ始めた。だが農地委の議論にもすでに表われていたように、

農民に衝撃を与えたのは福島潟の贈与がそこに含まれていたことであった。そこで生業を営む漁業者だけでなく、農民の生活基盤と密着していただに重大問題であった。この福島潟問題への農民の対応の経過を時間をおって追究しよう<sup>60</sup>

市島氏の署名活動が展開される中で、まず、周辺町村の代表は、昭和25年5月10日に、「福島潟の贈与を中止せしめることに関する陳情書」を提出する。この間、反対期成同盟会が結成され、反対請願署名も「瞬く間にあつまり」、中浦村の分だけで2500におよんだという。さらに、8月4日には贈与に関する中央役人、教会代表と隣接町村役員の協議会が開かれ、その席上、福島潟の寄付反対、漁業権・採草権・使用权の確保、教会側の使用計画明確化、の3点が要求されている。これに対して教会側代表のマウスは、①市島氏の面子についてまず考えていること、②農民の利益は常に忘却しない、既得の権利も尊重するし、日本政府の方針も尊重すること、③農業指導員を養成するための2年制の専門学校とすること、を言明している。この日、各代表は以上の内容を部落

民に伝達協議することで散会している。

この協議を受け、さらにマウスは直接農民の意見を聴取するために、8月18日、天王小学校において公聴会を開催している。ここには村の代表、農民約100名が参集している。この時の農民組合委員長らとマウスとのやり取りは次のようなものであった。

農民組合長：今迄の農民の地位は深刻な窮乏下にあったことを考えよ。

マウス：市島氏と農民との契約をモルモン教は引き継ぐ。市島氏の寄贈の経緯は、市島氏の知人（在メキシコ）がモルモン教を称賛し、市島氏もこれを諒解し寄付となった。

葛塚町農民：モルモン教もいらぬ。市島家も我々には不要だ。

中浦村農民：地元民が開発もやるし、一切の寄付も受ける。

マウス：賛成の人の意見も聞いている。

農民組合長：賛成という人も、この会を開い

てからはどう考えるか不明だ。

マウス：賛成署名もある。

農民組合長：農業大学設立の賛同署名者も、福島潟の話は具体的に何も聞いていなかったのだ。

マウス：知っていると思った。合法的既得権については従来どおりに擁護する。

中浦村農民：贈与しないほうが中浦村農民の幸福になる。…略…

マウス：贈与を否とする理由がわからない。

県農地課長：各農民の利害関係からして、生活上の不安と市島家との感情的対立その他である。…略…

農民たちの反対運動にける固い決意がそこに読み取れるのではなかろうか。だが、教会は依然として贈与を受ける意志を示し、公聴会は終了したが、続いて農民たちは村民大会を開催し、次のような贈与反対決議を上げている。

## 決 議 文

本日天王校において開催せる福島潟贈与に関する公聴会大会において左のとおり決議する。

1. 福島潟の贈与に関し真に耕作農民の幸福を目的として慎重討議の結果全員一致贈与に反対する。
2. これについて伝導部長殿は切実なる農民の声を諒とせられ採納は一応考慮し市島氏と懇談善処することに確約せり、此所において関係町村全員の希望とし、即時贈与を取り消し、あらためて関係耕作者と懇談の上、市島氏の主旨である福島周辺農民福利のため、大局的見地に立ち解放せらんことを望む。

右決議する。

こうして福島潟贈与問題は大きな反響を呼び起こし、反対運動を展開させたが、農林省は基本的態度として、新潟潟の寄付は認めないこと、贈与目録中の農地の寄付は認めないが、宅地建物の寄付は認める。但し宅地内の農地約三畝は知事の認可を受けることを条件とすること、山林の寄付は認めること、との方針を発表した。これによって、福島潟問題は一応収束へと向かっていったのである。

### 贈与反対運動の性格

争点は未墾地の寄付から福島潟の贈与へと移っていった。それにしたがって、一部関係農民との利害対立から、中浦村にとどまらず周辺町村住民を巻き込む問題となった。構図からいえば、市島氏ただ一人孤立し、贈与阻止の戦いは中浦農民組合を含む広範な住民の統一した運動として取り組まれた、と行ってよいだろう。こうした経済的根拠として次の2点を指摘できよう。

まず、すぐに思い浮かぶことは、福島潟が贈与されれば、そこで直接生活する住民の漁業権・採草権が守られるかという不安がある。屋根壁建築資材となる葦などの採草権、漁や養殖で生計を立てる700戸余りの水産業者にとっては、いうまでもなく深刻な問題であった。

第2に、当時この福島潟で国営事業として大規模な農業水利改良事業が進められようとしていた。この改良により相当面積を農地化できる展望が開かれていたのである。これまでも潟付近の農民たちは営々として泥土を船にかき上げ、これを客土して土地改良をはかってきた。また、戦時中すでに50町の干拓が実現していたから、近い将来農地化する800町歩の計画は、ある意味で農地改革以上に農民たちにとっては希望であったろう。農地改革は従来の経営権の確定という意味をもつが、この事業は純粹に増反を可能とする基盤となるからである。

ある農民の回想によれば、当時の彼の眼には、「福島潟の水面は農地そのもの」として映っていた、という。だからこそ、経営の上限を厳格化することが困難でもあったのだし、この贈与問題では、「多数の住民の生活が支えられており、また付近農地に重大な関係があり、さらに近い将来相当部分が農地になることからして、ほとんど農地と同じく保護をうけるべきもの」と主張されたのであった。中浦にすむ住民にとって小作農はいうに及ばず、自作農にとってもモルモン教への寄付は到底容認できるものではなかった。こうした共通の基盤の上にたって、保守・革新、階層の如何を問わず、統一した反対運動が展開されたのである。また、反対運動の戦術としても、村民大会、公聴会、請願運動、署名運動など、実に多様な形式がとられているといえよう。

### III 農民組合の政治活動の性格

#### 1 村長選挙と汚職追及

農民組合が村政の民主化を政治的課題として掲げて運動したことは前述したとおりである。では、この期の農民組合の政治運動の性格について若干の検討を加えておこう。

まず、中浦村政の頂点にたつ村長選をめぐる動

向からみておこう。昭和30年に至までの村長選の選挙結果については表4の示すとおりである。

表4 戦後中浦村村長選挙結果

選挙年月	立候補者	得票数	備考
22年 5月	五十嵐喜代太	1,500	不正発覚・摘発（横領）により退陣 得票は概数
	細野嘉平治	1,000	
	湯浅豊治	500	
22年11月	細野嘉平治	無投票	配給米不正発覚退陣
25年 4月	三浦美登里	1,361	
	富樫弥八郎	1,229	
	湯浅豊治	860	
	今井周平	91	
29年 3月	五十嵐佐平治	2,103	今井・湯浅豊治も立候補したが辞退して五十嵐候補を支援
	三浦美登里	2,033	

注：成田金八氏「ノート」より作成。

この選挙における候補の顔ぶれをみると、まず、農民組合では村政民主化を課題として掲げつつも、直接立候補をしていないことを特徴として指摘しておこう。組合幹部である湯浅豊治（後の農民組合長、豊浦町長にもなる）が立候補しているが、これは共産党からの単独立候補とみてよい。これに対して戦後最初の選挙において村長に当選する五十嵐喜代太は新発田市より、荒町部落の1町余りの土地をもつ自小作農であった。しかし彼の場合、農民としての性格よりも戦時体制からの教員であったので、官吏としての性格が強い。農地解放でこの1町を買収され脱農している。2代目の村長となる細野嘉平治は1町9反を所有する自作農で、農地改革によってもその面積に大きな変化はない。25年の選挙で当選した三浦美登里は、先にも指摘したように、明治以来の市島家の重要な役職を占め、終戦時には事業部長として活躍していた経歴をもつ。が、農地改革においては徹底した土地解放をむしろ積極的に進める役割を担っており、これとても旧地主の勢力を背景としたとは認めがたい。4反余りの農地を解放し脱農しており、これも有能な官吏としての性格が強い。彼らは同時に農民組合に対立するような動きをみせることを付け加えておこう。

農民組合は、旧地主層の候補が出ないことから、その選挙を独自の課題とし、村政民主化と結び付けて戦うことはなかった。ただ、聴き取りによれば、「25年の選挙で共倒れし三浦が当選したことから、29年の選挙では候補者を調整した」という<sup>15)</sup>。三浦についてはその経歴から一定の排除の姿勢をもっていたようである。

このように、戦後の村長選挙における候補の階層性は、自作ないし小自作層に集中する。旧地主層は立候補さえすることができなかったことがそこから察知できよう。

組合は直接候補を出さなかったが、何も関与しなかったわけではない。例えば、昭和22年5月、五十嵐喜代太が村長に選出されるが、はやくも7月には横領が発覚し、警察による摘発を受ける事態となる。これに対して、まず、共産党の主催による真相糾明と不正を糾弾する村民大会が開かれ、かなり多数の村民が参加している。おくれて農民組合も独自の調査に乗り出し、その結果、農民組合として、「不正悪党として五十嵐村長の退陣を要求」するところとなる。つづいて無投票で当選した細野村長についても24年に配給米の取り扱いで不正が発覚し、これも農民組合の追及で退陣に追い込まれている<sup>16)</sup>。しかし、こうした動きをより組織的に村政の変革と結び付けようとする政治的対応は次期農民運動の課題として残されることとなる。

## 2 役員選挙への対応

その他の村会議員選挙や農業関係役員選挙にはどのように対応したであろうか。

これについても村議、農協理事、食糧調整委員、共済組合理事・監事選挙にしても、農民組合から直接候補を出すような対応をしてはいない。こうした点、農民組合と対立する地主勢力や権力の強い、厳しい階級対立や党派闘争のもとで民主化の課題を遂行した先進的な農民運動の事例とは戦術を異にしている。

この中浦村の農民組合では、昭和22年頃から各種委員候補の推薦母体となる、という戦術を取り始める<sup>17)</sup>。例えば、昭和23年食糧調整委員選挙の際には、「委員長、地方委員は農民組合において推薦母体となり」選挙をおこなうこと、その際に、

かつての地主支配のもとで活動した「要職経験者はいれざること、農民組合が母体となりて素案を出す」ことを方針として提起している。また、同年の農業協同組合理事・監事の選挙においても「農民組合において候補を審査して推薦母体となり」、この候補の資格としては、当然、「農地改革阻害者は拒否」することとしている。推薦基準は比較的緩やかであったが、地主のもとで村政の支配の一翼を担ったもの、農地改革に対して反対するものを排除するうえで大きな力となった。

戦前の村政への進出への取組からすると、組織性・計画性という点でも、また、結果としての地主支配の排除という点からみても大きな前進をみせたといつてよいだろう。しかし、候補を推薦するのみで、当選後にいかなる政治的实践や政治変革をはかるのか、といった明確な展望にも、また政策にも欠けていた。ゆえに、候補を地域的に配分するという、いわゆる「ムラの選挙」に墮する危険性を十分に孕んでいた。例えば、それは昭和30年に行われた農業委員選挙における次のような対応にみられる。すなわち、「この度の選挙は、農民組合支部長と有志があいばかり、近い将来改組されるものとの考えから無競争当選へもっていく人員の割り振り（中部3名、西部3名、東部3名）をなす、というものであった。多くの農村でみられるとはいえ、先進的な農民運動としては問題が多いといわざるを得ない。

表5 各種機関役員の経済的性格

		村議	農協理事		農地調整委員	食糧調整委員
			22年	24年		
自作別階層	地	0	1	0	0	1
	自	2	2	2	2	1
	小	16	8	10	13	15
	小	2	3	0	1	1
	計	20	14	12	16	18
所有規模階層	0.5町未満	5	3	4	5	4
	0.5 - 1町	2	3	2	3	4
	1 - 2町	6	1	1	5	5
	2 - 3町	4	4	2	1	1
	3 - 5町	3	2	2	2	3
	5町以上	0	1	1	0	1
	計	20	14	12	16	18

注：成田金八氏「ノート」および「農地解放実績調査書」より作成。

最後に、この中浦村の各種機関の役員選挙によって選出された委員の階層性を検討しておこう。表5からもわかるように、これら委員へのかつての小自作層の進出には著しいものがある。それに対して、旧地主は委員から完全に排除されており、村政において支配的地位を占めるものの変化を端的に察知できる。農民組合や農地改革において推進的役割を果たしつつあった小自作層が他の村レベルでの指導者ともなっており、これも戦前からの一貫した明瞭な流れとして確認できよう。

#### IV 農地改革の諸結果

##### 1 地主的土地所有の崩壊

こうして農地改革は、戦後すぐに活動を開始した農民組合と千町歩地主市島家を頂点とする地主との階級的対抗の中で遂行された。それゆえに、農地改革の諸結果はたんに経済的意義をもつにとどまらず、地主に対抗する勢力としての組合の主體的成長を物語る性格をもっている、といえよう。この農地改革の諸結果を『農地解放実績調査書』と『農地改革実績』によりみることにしよう。

表6 農地改革の諸結果

(単位：実数一町，構成%)

		昭和20年の農地面積			昭和25年の農地面積		
		自作地	小作地	計	自作地	小作地	計
新潟県	実数	111,542.51	114,475.29	226,017.81	210,732.15	14,792.04	225,524.19
	構成	49.4	50.6	100.0	93.4	6.6	100.0
北原蒲郡	実数	12,874.93	19,372.30	32,247.23	31,323.92	1,129.90	32,453.83
	構成	39.9	60.1	100.0	96.5	3.5	100.0
中浦村	実数	515.62	1,031.04	1,546.66	1,519.69	26.62	1,546.31
	構成	33.3	66.7	100.0	98.3	1.7	100.0

注：「農地改革実績調査書」より作成。

まず、表6により農地改革以前の昭和20年11月の数値をみると、全耕地のうち自作地は515.62町で33.3%を占めるに過ぎないが、たいして小作地は66.7%にも達する。さらにこの小作地のうち56.4%と、およそ半数以上が村内地主により、残りを村外地主が所有していることがわかる。ちなみに、農地改革前の県全体の小作地率は50.6%、北蒲原郡は60.1%であり、この村の際立つて高い小作地率を特徴として指摘できるだろう。このことは、先にも指摘したような小自作層の経済的前進と土地取得による自作地の拡大にともない寄生地主的土地所有が一定の後退をみていたにもかかわらず、相対的には依然として地主が強い経済力を有していたことを示すものである。

農地解放により、小作地面積の97.4%が買取譲渡され、この結果として自作地98.3%、小作地1.7%という数値となっている。ただちに農地解放の徹底性を察知できるであろう。この徹底性が実現したのは、地主保有地についても補助員を

中心に個々の地主を説得し、解放を勝ちとってきたからにはほかならない。それだけに改革を推進する農民組合の力量を窺うことができるが、同時に付け加えておけば、その買取価格から小作争議期に確認された耕作権分が差し引かれていることの中に、何よりも運動の歴史的蓄積の結実の一端を知ることができよう。ここに地主的土地所有は完全に崩壊することとなる。

##### 2 自作小農経営の形成

しかし、農地改革の影響は、小自作層にまったく一律に現われるわけではない。これをより詳細にみるために、小自作別に土地所有規模の構成をみておこう。この表7にみるように、当然、小自作層の所有はほとんどない。これに対して小自作層の特徴は、やはり5反未満に36.4%が占めて比率が高いものの、各階層にくまなく分布していること、小作地を借受ける層と、逆に貸すものが含まれていることに注目してよいだろう。自作層に

については、自作地主と寄生地主とを区別してとらえる必要がある。

表7 農地改革による自小作別の所有規模別農家構成の変化

		- 0.5町	0.5-1町	1-1.5町	1.5-2町	2-3町	3-5町	5-10町	10町 -	計
実数	改革前		3	1		8	11	15	10	48
	自作	191	139	97	40	40	17	2		526
	自・小作	416	7							423
構成	改革前		6.3	2.1		16.7	22.8	31.3	20.8	100.0
	自作	36.4	26.4	18.4	7.6	7.6	3.2	0.4		100.0
	自・小作	98.3	1.7							100.0
改革後	改革後		8.3	22.9	22.9	33.4	4.2			100.0
	自作	3.4	7.6	13.7	38.2	38.2	6.1	0.2		100.0
	自・小作	22.9	24.3	25.1	16.3	11.4				100.0

注：「中浦村村議会議事録」および「農地解放実績調査書」より作成。

さて、そこで農地改革後の自小作別の土地所有規模別農家構成をみることにしよう。そこから、第1に、小作層では改革以後も3町を越えることはない。また、中浦村の平均の1.5町以下が全体の75%を占めており、農地改革により土地を取得したものの、なお零細性を免れていないことを察知しうる。第2に、自小作層をみると、平均よりやや大きい1.5-2.0町や2-3.0町層が厚く分布しており、農業生産の主要な担い手としての位置を端的に示すものとなっている。第3に、自作層では、10町以上の層では土地をすべて解放して脱農するものと、2町前後の土地を残すものとに

2分されるが、総じて農地解放による打撃は一番大きい。

これを表8により、経営面積の面から考察してみよう。第1に、小作層では1町未満とそれ以上ではやや相違があって、前者については数値からみるかぎり変化は少ない。1.0-1.5町未満において20%余りの減少がみられ、この部分に当たる面積が経営的な上昇に寄与していることが察知できよう。しかし、依然として相対的な経営の零細性を払拭し切れていない。この面でも戦前の零細性に依然規定されつつ変化していることがわかる。

表8 農地改革による自小作別経営面積別農家構成の変化

(単位：%)

		1-0.5	0.5-1町	1-1.5町	1.5-2町	2-3町	3-5町	5町 -	計
改革前	自作	43.6	15.1	20.8	13.0	-	7.5	-	100.0
	自・小作	2.9	5.5	36.6	38.7	15.6	0.7	-	100.0
	小作	21.5	24.3	41.0	12.7	0.5	-	-	100.0
改革後	自作	14.6	8.3	14.6	25.0	31.2	6.3	-	100.0
	自・小作	3.2	7.4	12.4	31.9	39.6	5.5	0.2	100.0
	小作	21.0	25.1	24.3	18.9	10.2	0.5	-	100.0

注：「中浦村村議会議事録」および「農地解放実績調査書」より作成。

次に、小自作層をみると、もっとも厚い層をなす部分が戦前の1.0 - 2.0町から一段づつ上昇して1.5 - 3.0町となっている。彼らこそが農地改革によってもっとも恩恵をうけ、所有においても経営においても順調にその規模を増し、この地域における中核的小農を形成したといえよう。

ところで、この層こそは戦前においても小作争議により低率となった小作料、比較的安定した生産力のもとで農民的蓄積を増やし、くわえて自作農維持創設法による小農保護育成的農政、またおりからの低地価のもとで次第に土地を増やしていった層である。農地改革はこうした流れをドラスティックに、しかも徹底して実現している。

### 3 農地改革の意義

以上、考察してきたように、中浦村の農地改革は市島家を頂点とする地主の抵抗にもかかわらず、徹底的に進められた。それは賃貸住宅の全面解放を含んでおり、かつ山林地主も存在しないために寄生地主的経済的基礎は完全に一掃されることとなった。ここに農地改革の第1の意義がある。

第2に、その徹底性は農民運動の歴史的蓄積ということ抜きにしては考えられない。そしてこの改革を実現していった農民組合の主体的成長についてもみてきたとおりである。組合は小作争議期にみられた幹部請負主義に陥ることなく、農地委員を大衆的に統制し、これと連携して運動を展開していった。この過程において有能な戦後の農民運動指導者が新たに登場してきたこともこの期の農民運動の意義として看過しえない面である。

第3に、この農地改革を中心に担った小自作層は、これによってその所有・経営面積を増大させ、名実ともに稲作生産の主力をにない、以後の稲作農業の展開を推し進めていく推進力となっていく。しかし、これとても一挙に実現したわけではなく、戦前からの歴史的な経済構造の変化をふまえている、ということを見逃すことはできない。

とりわけ中浦村の農民組合の戦いで特徴的なことは、運動を担う層や農地改革の成果に階層的格差が存在するにもかかわらず、基本的には、敵対的な対立にまで至らず、それゆえに農民組合と対立する団体や組織が結成されなかったことである。それは先にも指摘したように、ひとつには、農民

組合の圧倒的な組織力にもよるが、市島家などの地主による抵抗が、逆に農民諸層の団結を強めるような性格をもっていたからであり、最後に、組合が役員を選挙戦術とした、地主的権力の排除に主眼をおいた党派的な動きを極力おさえた柔軟な戦術によるものといえよう。こうして農民諸層の対立が顕在化しなかったということが、運動自体の大きな成果を獲得させる背景となってきたとともに、中浦村の農民組合運動が現在にいたるまで展開しえた一因ではなからうか。

(1989. 3. 31 受理)

### 註

- (1) 本稿は、これまでの筆者による一連の研究の継続として位置づけられる。それらをあげておこう。「1920年代における地主的支配機構と農民運動の性格」(『社会学年報』1982年)。「大正期における地主と農民(1)-(3)」(『長野大学紀要』第6巻3号、第7巻1号、第7巻2号、1985年)。「大正期における地主の労働と生活」(『社会学論』141号、1985年)。なお、個別の地主の農地改革に対する対応や村落レベルでの農地改革の影響等については、下級大地主田中家を対象として別稿において分析をする予定である。
- (2) 前掲、「1920年代における地主的支配機構と農民運動の性格」106-108頁。
- (3) 減免についても団交形式は禁止され、減免委員と産業組合技術員等の立会で決定する方式に移行したという。隣村の農民であるが、「戦時中にも減免交渉はした。小作組合は健在で、決して眠ったわけではなく、小作農民の利益を守り続けた」(『豊浦町史』1987年、424頁)という。
- (4) 『新潟県農地改革史 改革顛末』(以下、「改革顛末」という)1967年、61および793頁。
- (5) 前掲、「改革顛末」、72頁。なお、この際には三ツ樹、中ノ目新田、動木橋の6戸が対象となったが、農民組合は五十嵐村長に対して、供出割当は農民の自主的數字によること、強権は農民との協議により発動すること、地主の公定保有量2合1勺以上は即時供出すること、供出割当数量を公開すること、を

要求して交渉にあっている。

- (6) この地域の戦後の農民運動については、大島清編『農業破壊への抵抗—農民運動の現状と問題点』（御茶の水書房、1978年）に詳しい。
- (7) 前掲、『改革顛末』、815頁。
- (8) 以下、買収地価決定をめぐる農地委員会の動きについては、前掲、『改革顛末』、468—470頁による。
- (9) 前掲、『豊浦町史』、448頁。
- (10) この点については、庄内を事例とする菅野・細谷・田原らの一連の研究、『稲作農業の展開と村落構造—山形県西田川郡旧京田村林崎の事例—』（御茶ノ水書房、1975年）、『東北農民の思想と行動—庄内農村の研究—』（御茶ノ水書房、1984年）において強調されている。
- (11) 前掲、『改革顛末』、545頁。以下の記述は、こ

の544—546頁による。

- (12) 前掲、『改革顛末』、818頁。
- (13) 以下、金堀山未墾地買収問題の詳細については、前掲、『改革顛末』の823—830頁による。
- (14) 以下、福島潟贈与問題については、前掲、『改革顛末』の830—866頁による。
- (15) 成田金八氏の「ノート」による。成田氏は農民組合書記の役職についている。
- (16) 成田氏の「ノート」および聴き取りになる。
- (17) 以下の記述についても、成田氏の「ノート」および聴き取りによる。

（追記）この研究については、昭和61年度文部省科学研究費補助金（奨励研究）による補助を受けている。